

費用の支払い

● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1~3割 + 居住費(滞在費) + 食費 + 日常生活費(理美容代など) = 自己負担

施設の平均的な費用を基に、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

| 居住費(滞在費) | | | | 食費 | |
|--------------------|----------------|---------|-------------|----------|----------|
| 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 令和3年7月まで | 令和3年8月から |
| 1,668円 (1,171円) | 377円 (855円) | 2,006円 | 1,668円 | 1,392円 | 1,445円 |

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

● 給付を受けるには、市への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

令和3年7月まで

変更ポイント

対象者の要件、食費の限度額を変更。
(令和3年8月から)

| 利用者負担段階 | 所得の状況*1 | | 預貯金等の資産*2の状況 | 居住費(滞在費) | | | | 食費 |
|---------|-------------------------------------|--|------------------------------|------------------|------|---------|-------------|------|
| | | | | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | |
| 1 | 生活保護受給者の方など | | 単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下 | 490円 (320円) | 0円 | 820円 | 490円 | 300円 |
| 2 | 世帯全員が 市民税非課税 老齢福祉年金受給者の方 | | | 490円 (420円) | 370円 | 820円 | 490円 | 390円 |
| | 前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方 | | | 1,310円 (820円) | 370円 | 1,310円 | 1,310円 | 650円 |

令和3年8月から

| 利用者負担段階 | 所得の状況*1 | | 預貯金等の資産*2の状況 | 居住費(滞在費) | | | | 食費 |
|---------|---|--|----------------------------|------------------|------|---------|-------------|--------------------|
| | | | | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | |
| 1 | 生活保護受給者の方など | | 単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下 | 490円 (320円) | 0円 | 820円 | 490円 | 300円 |
| 2 | 世帯全員が 市民税非課税 老齢福祉年金受給者の方 | | | 490円 (420円) | 370円 | 820円 | 490円 | 390円 【600円】 |
| | 前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方 | | | 1,310円 (820円) | 370円 | 1,310円 | 1,310円 | 650円 【1,000円】 |
| 3-① | 前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方 | | 単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下 | 1,310円 (820円) | 370円 | 1,310円 | 1,310円 | 650円 【1,000円】 |
| 3-② | 前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方 | | | 1,310円 (820円) | 370円 | 1,310円 | 1,310円 | 1,360円 【1,300円】 |

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合などは対象外)の所得も判断材料とします。

※2 【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。